

た者が共同して之を爲さなければならぬ。

二 合併の決議及び右の選任は特別決議の方法に依るべきものである。

三 總會の招集は少くとも五日前に其の會議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つて之を爲すべきである。

書式の二二五 總會決議録—参照—書式の(六四)

に同じ、其の他書式の(六五) 参看

一二五 總會決議録

註—本決議録は書式の(六五)に準じて作成され度い。

書式の二二六 合併に因つて設立する貸家組合の定

款—参照—法三三、産組法六三の二 法一一

一二六 定 款

註—本定款は第二章中に掲げてある定款に準じて作成され度い。

説明

一 合併に因つて貸家組合を設立する場合、定款の作成は各組合に於て選任した者が之を爲すのである。

二 定款には貸家組合法第十一條に掲げた事項を記載すべきものである。

書式の二二七 合併の場合に作るべき財産目録及び

貸借対照表—参照—法三三、産組法六四、四〇の

一二七 財産目録及貸借対照表

註—財産目録は書式の(四五)、貸借対照表は書式の(四六)に準じて作成され度い。

説明

一 貸家組合が合併の決議を爲したときは、其の決議の日より二週間内に財産目録及び貸借対照表を作るべきである。

二 其の他書式の(四五)及び(四六)参看。

書式の二二八 合併に付異議申述公告—参照—法三

三、産組法六四、四〇、四一

一二八 合併ニ付異議申述公告

昭和何年何月何日開催ノ何々貸家組合(甲)並ニ同年何月何日開催ノ何々貸家組合(乙)ノ各通常(臨時)組合員總會ニ於テ(甲)ハ(乙)ヲ合併シ其ノ權利義務一切ヲ承継シテ存続シ(乙)ハ合併ニ因リ解散スルコトニ夫々決議致候ニ付テハ右合併ニ異議アル債権者ハ昭和何年何月何日迄ニ其ノ旨御申述相成度此段公告候也若シ右期日迄異議ニ御申述ナキトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做スベク候

昭和何年何月何日

何市何區何町何番地

何々 貸 家 組 合 (甲)

何市何區何町何番地

何々 貸 家 組 合 (乙)

説明

一 貸家組合が合併の決議を爲したときは、其の決議の

書式の二二九 合併に付異議申述催告書—参照—法

三三、産組法六四、四〇、四一

一二九 合併ニ付異議申述催告書

拜啓陳者昭和何年何月何日開催ノ當組合第何回通常(臨時)組合員總會ニ於テ當組合ハ何々貸家組合ヲ合併スル旨(又ハ合併シテ解散スル旨)ノ決議ヲ爲シタルニ付右合併ニ對シ御異議有之候ハ、昭和何年何月何日迄ニ其ノ旨御申述相成度若シ右期日迄ニ御申

述ナキトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做スベク候
昭和何年何月何日

何市何區何町何番地

何々貸家組合

理事長 何 某 園

債権者 何 某 殿

説明

- 一 前號の場合に知れたる債権者には各別個に異議申述の催告を爲さなければならぬ。
- 二 其の他前號の説明參看。

書式の二三〇 合併異議申述書—参照—法三三、産組法六四、四一の二

二三〇 合併異議申述書

拜啓陳者貴組合ニ於テ何々貸家組合ヲ合併スル旨（又ハ合併シテ解散スル旨）ノ決議ヲ爲シタル趣ニテ異議申述ノ公告（又ハ催告）有之候所拙者ハ右合併ニ異議有之候ニ付テハ拙者ノ有スル債権金何圓也

（又ハ何々）直チニ御辨濟相成此段異議申述旁々備告致候也

昭和何年何月何日

何市何區何町何番地

債権者 何 某 園

何々貸家組合 御中

御中

書式の三一 辨濟領收書—参照—法三三、産組法六四、四一の二

三一 辨濟領收書

一金何圓也（又ハ何々） 但シ昭和何年何月何日何々賣掛代金（又ハ何々）

貴組合ノ合併ニ對シ異議申述候所前記金額（又ハ何々）御辨濟被下正ニ領收候也

昭和何年何月何日

何市何區何町何番地

債権者 何 某 園

何々貸家組合 御中

説明

- 一 債権者が合併に對し異議を申述したときは、貸家組合は之に辨濟を爲し、又は相當の擔保を提供しなければ、合併を爲すことは出来ない。
- 二 貸家組合が辨濟したときは、必ず債権者より此の領收書の交付を受くべきである。

書式の二三二 擔保提供證明書—参照—法三三、産組法六四、四一の二

二三二 擔保提供證明書

一 何々 何 個

何々貸家組合ノ合併ニ對シ債権者トシテ異議申述致候所同組合ハ前記動産ヲ拙者ノ有スル何々賣掛代金何圓也（又ハ何々）ノ擔保トシテ提供シタルニ依リ此ノ旨證明致候也

昭和何年何月何日

何市何區何町何番地

債権者 何 某 園

説明

- 一 前號の説明參看。
- 二 貸家組合が擔保を提供したときは、必ず債権者より此の證明書の交付を受くべきである。

書式の二三三 異議申述なきことの上申書

二三三 異議申述ナキコトノ上申書

昭和何年何月何日當組合總會ニ於テ合併ノ決議ヲ爲シタルニ因リ同年何月何日一般債権者ニ對シテハ異議申述ノ公告ヲ爲シ又知レタル債権者ニ對シテハ各別ニ異議申述ノ催告ヲ發シタルモ指定ノ期日迄ニ異議ヲ申述シタル者全ク無之ニ付此ノ旨及申上候也

昭和何年何月何日

何市何區何町何番地

何々貸家組合 理事長 何 某 園

右正確ナルコトヲ證明致候也

昭和何年何月何日

何々貸家組合

監事何 某園

何區裁判所 御中

説明

一 貸家組合の合併に付き異議申述の公告及び催告を爲したが、異議申述者が全然無い場合は、此の上申書を登記申請書に添附するを可とする。

二 此の上申書は理事が之を作り、監事の證明を受けるを可とする。

書式の二三四 合併認可申請書—参照—法三三三、産組法六五、施行規則二六

一三四 組合合併認可申請書

何市何區何町何番地

何々貸家組合(甲)

何市何區何町何番地

何々貸家組合(乙)

今回(甲)ハ(乙)ヲ合併シテ存続シ(乙)ハ解散(又ハ

二 合併認可申請書には總會決議録の謄本、財産目録、貸借対照表、合併契約書謄本及び合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合の定款を添附する。

書式の二三五 合併に因る變更登記申請書—参照—法八、登記令四、九、一一、一七、登税一九の七號(登録税不要)

一三五 合併ニ因ル變更登記申請

一 名 稱 何々貸家組合

一 事務 所 何市何區何町何番地

一 登記ノ目的 合併ニ因ル變更ノ登記

一 登記ノ事由 昭和何年何月何日當組合總會ニ於

テ何市何區何町何番地何々貸家組合ヲ合併スルコトヲ決議シ同年何月何日何府縣知事ノ認可書到達シタルニ因ル

一 登記ノ事項 左記事項ノ登記ヲ求ム

一 地 區 何々一區

一 出資ノ總口數 何百何拾口

(甲)ト(乙)トヲ合併シテ新ニ何々貸家組合(丙)ヲ設立)致度候條御認可相成度左記必要書類相添へ此段及申請候也

添附書類

一定款(存続組合又ハ新設組合ノモノ)

壹通

一 財産目録

壹通

一 貸借対照表

壹通

一 合併契約書謄本

壹通

一 總會決議録謄本

壹通

昭和何年何月何日

何々貸家組合(甲)

理事長何 某園

説明

一 貸家組合の合併は行政官廳の認可を受けなければ其の效力を生じない。

一 拂込ミタル出資ノ總額 金何圓

一 添附書類

總會決議録謄本

合併契約書謄本

合併認可書謄本

異議申述公告書

異議申述催告書

辨濟領收書

擔保提供證明書

異議申述者ナキコトノ上申書(全然異議を申出た者が無い場合に限る)

右登記相成度此段申請候也

昭和何年何月何日

何市何區何町何番地

申請人 何々貸家組合

理事何 某園

何市何區何町何番地

理事何 某園

何市何區何町何番地

理事何 某園

何市何區何町何番地 理事 何 某 團
 何市何區何町何番地 監事 何 某 團
 何市何區何町何番地 監事 何 某 團

何區裁判所 御中

說明

- 一 貸家組合が合併して存続したときは、地方長官の認可書の到達した時より主たる事務所の所在地では二週間、従たる事務所の所在地では三週間以内に變更の登記を申請すべきである。
- 二 此の登記申請書には書式中に掲げた書類を添附するのである。
- 三 合併に因りて解散した組合は次號の書式に依り解散の登記を申請する。

書式の二三六 合併に因る解散登記申請書—参照—

法八、登記令四、九、一三の三項、一〇の三項、一七、登税一九の七號（登録税不要）

二三六 合併ニ因ル解散登記申請

- 一名 稱 何々貸家組合
- 一事務所 何市何區何町何番地
- 一登記ノ目的 合併ニ因ル解散ノ登記
- 一登記ノ事由 昭和何年何月何日總會ノ決議ニ基キ何市何區何町何番地何々貸家組合ニ合併シテ解散シ（又ハ新ニ何々貸家組合ヲ設立シテ解散シ）同年何月何日何府縣知事ノ認可書到達シタルニ因ル
- 一登記ノ事項 左記事項ノ登記ヲ求ム
昭和何年何月何日合併ニ因リテ解散ス
- 一添附書類
 - 總會決議録謄本 登通
 - 合併契約書謄本 登通
 - 認可書謄本 登通
 - 異議申述公告書 登通
 - 異議申述催告書 何通

辨濟領收書

擔保提供證明書

上申書（異議申述者がなしとき）

右登記相成度此段申請候也

昭和何年何月何日

何市何區何町何番地 申請人 何々貸家組合 何通
 何市何區何町何番地 理事 何 某 團
 何市何區何町何番地 理事 何 某 團
 何市何區何町何番地 理事 何 某 團
 何市何區何町何番地 理事 何 某 團
 何市何區何町何番地 監事 何 某 團
 何市何區何町何番地 監事 何 某 團

何區裁判所 御中

第六章 解散、清算及び合併

說明

- 一 貸家組合が合併に因り解散したときは、府縣知事の認可書到達の時より主たる事務所の所在地では二週間、従たる事務所の所在地では三週間以内に解散の登記を申請すべきである。
- 二 此の登記申請書には書式中に掲げた書類を添附するのである。

書式の二三七 合併に因る設立登記申請書—参照—

法八、登記令四、九、一〇、一七、登税一九の七號（登録税不要）

二三七 合併ニ因ル設立登記申請

- 一名 稱 何々貸家組合
- 一事務所 何市何區何町何番地
- 一登記ノ目的 合併ニ因ル設立ノ登記
- 一登記ノ事由 何々貸家組合及何々貸家組合ハ各自昭和何年何月何日總會ニ於テ兩組合ヲ合併シ新ニ何々貸家組合ヲ設立スルコトヲ決議シ同年何月

何日何府縣知事ノ認可書到達シタルニ因ル

- 一 登記ノ事項 左記事項ノ登記ヲ求ム
- 一 名 稱 何々貸家組合
- 一 事務所 何市何區何町何番地
- 一 目的 組合員ニ對シ貸家ノ供給ヲ圓滑ナラシメ及組合員ノ貸家ノ經營ノ適正ヲ圖ルコトヲ目的トス
- 一 地 區 何々一圓
- 一 出資ノ總口數 何百口
- 一 拂込ミタル出資ノ總額 金何萬何千圓
- 一 出資壹口ノ金額 金何拾圓
- 一 出資拂込ノ方法 何々
- 一 理事ノ氏名、住所
 - 何市何區何町何番地 何 某
 - 何市何區何町何番地 何 某
 - 何市何區何町何番地 何 某
 - 何市何區何町何番地 何 某
 - 何市何區何町何番地 何 某
 - 何市何區何町何番地 何 某
 - 何市何區何町何番地 何 某
- 一 監事ノ氏名、住所
 - 何市何區何町何番地 何 某
 - 何市何區何町何番地 何 某
 - 何市何區何町何番地 何 某

一 添附書類

- 定 款 壹通
- 總會決議錄謄本 壹通
- 認可書謄本 壹通
- 合併契約書謄本 壹通
- 異議申述公告書 何通
- 異議申述催告書 何通
- 辨濟領收書 何通
- 擔保提供證明書 何通
- 上申書(異議申述者が無いとき) 壹通
- 右登記相成度此段申請候也
- 昭和何年何月何日
- 何市何區何町何番地 申請人 何々貸家組合
- 何市何區何町何番地 理事 何 某
- 何市何區何町何番地 理事 何 某

- 何市何區何町何番地 理事 何 某
- 何市何區何町何番地 監事 何 某
- 何市何區何町何番地 監事 何 某

何區裁判所 御中

說明

一 貸家組合の合併に因り新に貸家組合を設立したときは、府縣知事の認可書到達の時より主たる事務所の所在地では二週間、従たる事務所の所在地では三週間以内に設立の登記を申請すべきである。

二 此の登記申請書には書式中に掲げた書類を添附するのである。

書式の二三八 合併に因る變更登記完了届—参照—
施行規則二六の三號、其他書式の(八五)參看

一三八 合併ニ因ル變更登記完了届

註—本屆書は書式の(八五)の屆書に準じて作成され度。

書式の二三九 合併に因る解散登記完了届—参照—
施行規則二六の三號、其他書式の(八五)參看

一三九 合併ニ因ル解散登記完了届

註—本屆書は書式の(八五)の屆書に準じて作成され度。

書式の二四〇 合併に因る設立登記完了届—参照—
施行規則二六の三號、其他書式の(八五)參看

一四〇 合併ニ因ル設立登記完了届

註—本屆書は書式の(八五)の屆書に準じて作成され度。

第七章 監 督

本章に於ては行政官廳の貸家組合に對する監督方法を規定したのである。

第一 事業及び財産報告の徴收、検査其の他の命令又は處分

行政官廳は貸家組合に對し、事業及び財産の狀況に關し報告を爲さしめ、検査を爲し其の他監督上必要な命令を發し、又は處分を爲すことが出来るのである（第三十四條）。

第二 決議の取消、役員の解任、事業の停止及び解散の處分

貸家組合の事業若は組合財産の狀況に依り、其の事業の繼續を困難であると認めるとき、又は組合の行爲が法令、定款若は行政官廳の命令に違反したとき、若は公益を害する虞あるときは、行政官廳は次の處分を爲すことが出来るのである（第三十七條）。

(一)總會の決議の取消、(二)役員の解任、(三)組合の事業の停止、(四)組合の解散。

第三 統制命令、臨検及び検査

行政官廳は貸家組合經營の適正を圖るため、必要ありと認めるときは、貸家組合の組合員又は其の組合の組合員でなく、其の組合の地區内に於て、組合員たる資格を有する者に對し、其の組合の統制に従ふべきことを命することが出来る（第五條）。

右の命令があつた場合に於て、行政官廳が必要ありと認めるときは、當該官吏をして日出より日没迄の間、貸家其の他の場所に臨検し、帳簿其の他の物件を検査せしめることが出来る。而して當該官吏をして臨検、検査せしめる場合に於ては、其の身分を證する證票を携帯せしむべきである（第三十五條）。

第四 經費の收支豫算、分賦收入方法、定款及び規程の變更命令

行政官廳が必要ありと認めるときは、貸家組合に對し經費の收支豫算、其の分賦收入方法、定款及び統制規程の變更を命することが出来るのである。

第八章 貸家組合聯合會

本章に於ては貸家組合聯合會に關する一切の事項を規定したのであるが、貸家組合に付て説明した多くの規定は、同聯合會に準用されるのである。故に説明の重複するを避ける爲め、聯合會に特異なる點のみを説明するに止める。

第一 貸家組合聯合會の設立、組織

貸家組合聯合會は、所屬の貸家組合及び貸家組合聯合會の共同の目的を達する爲め之を設立することが出来る。而して貸家組合聯合會は、貸家組合又は貸家組合聯合會を以て之を組織する。此の聯合會も亦法人とするのである（第三十八條）。

第二 貸家組合聯合會の設立手續

貸家組合聯合會を設立せんとするときは、命令の定める所に依り、所屬の各組合及び聯合會に於て選任した創立委員は、創立委員會を開き、定款其の他必要なる事項を定め、役員を選任し行政官廳に設立の認可を申請すべきものである（第三十九條）。

第三 貸家組合聯合會の區域

貸家組合聯合會の區域は、特別の事由ある場合を除くの外、道府縣の區域内に於て、之を定むべきものであ

る（第四十條、產組法第七十九條第一項）。

第四 保證責任の範圍

貸家組合聯合會の所屬組合及び所屬聯合會の保證責任は、其の出資總額の範圍内に於て之を定むべきものである（第四十條、產組法第七十七條第三項）。

第五 加入、脱退と總會の決議

貸家組合又は貸家組合聯合會が、貸家組合聯合會に加入し、又は脱退せんとするときは、總會の決議に依るべきものである（第四十條、產組法第七十八條）。

第六 貸家組合聯合會に準用する貸家組合の規定

貸家組合に關する規定（但し第十條（貸家の設立）、第二十九條（貸家と爲す目的を以て家屋の建設を爲さんとする者の加入）、並に第二十七條の規定に依り準用する產業組合法第三十八條の二の規定（總代會）を除く）並に產業組合法第七十七條第三項、第七十八條及び第七十九條第一項の規定は、貸家組合聯合會に之を準用するのである（第四十條前段）。

右の場合貸家組合法第二條、第三條及び第五條中組合員とあるは、所屬の組合、聯合會及び組合員とする。第十三條第一項中設立同意者（發起人を含む以下同じ）又は設立同意者たる法人の業務を執行する役員とあるは、所屬の組合及び聯合會の理事又は監事とする。第十五條第一項中設立同意者とあるは、所屬の組合及

び聯合會とする。第二十三條第二項中組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員とあるは、所屬の組合及び聯合會の理事又は監事とするのである（第四十條後段）。

書式の一四一 貸家組合聯合會の諸書式—参照—法四〇

一四一 貸家組合聯合會ノ諸書式

注—貸家組合聯合會には貸家組合の規定を準用するから、貸家組合聯合會の書式は、總て貸家組合の書式に準じて作成され度い。

書式の一四二 貸家組合聯合會の諸登記申請書—参照—法四〇、登記令一乃至一六、登税一九の七號（登録税不要）

一四二 組合聯合會ノ諸登記申請書

注—貸家組合聯合會の登記に付ても貸家組合の登記の規定を準用するから、貸家組合聯合會の諸登記申請書は、總て貸家組合の登記申請書に準じて作成され度い。

第九章 貸室組合及び貸室組合聯合會

本章に於ては貸室組合及び貸室組合聯合會に關する一切の事項を規定した。而して貸室組合には、貸家組合に關する規定を準用し、又貸室組合聯合會には、貸家組合聯合會に關する規定を準用する。故に説明の重複を避ける爲め、茲には單に其の特異の點のみを説明するに止めるから、其の他は既に説明した貸家組合及び貸家組合聯合會の規定を參看され度い。

第一 貸室組合の目的、組織及び法人格

貸室組合は其の組合員に對し、貸室の供給を圓滑ならしめると共に、組合員の貸室の經營の適正を圖ることを目的とするのである（第四十一條第一項）。

茲に貸室とは、専ら又は他の用途に併せて住居の用途に供する貸室を云ふ（施行規則第二條第一項）。即ち貸室とは、専ら住居の用途に供し、又は他の用途と併せて住居の用途に供する貸室を云ふのである。

貸室組合は貸室の所有者及び貸室の所有者でなくして、貸室の經營を爲す者を以て之を組織する（第四十一條第二項）。茲に貸室の所有者でなくして、貸室の經營を爲す者とは、貸室の所有者ではないが、權原に因り自己の名に於て、貸室の貸付を爲す者を云ふ（第四十一條第五項、施行規則第二條第二項）。例へば貸室の所有者より貸室を借受け、之を自分の名義で轉貸することを營業とする者の如きである。

貸室組合も貸家組合と同じく之を法人とするのである（第四十一條第三項）。

第二 貸室組合に準用する規定

貸室組合には、貸家組合に關する規定を準用する（第四十一條第四項）。故に前に説明した第一章乃至第七章の規定は、何れも之を貸室組合に準用されるのである。

第三 貸室組合聯合會の設立、組織及び法人格

貸室組合聯合會は、所屬の貸室組合及び貸室組合聯合會の共同の目的を達する爲め之を設立することが出来る（第四十二條第一項）。而して聯合會は貸室組合又は貸室組合聯合會を以て之を組織するのである（第四十二條第二項）。

貸室組合聯合會も貸家組合聯合會と同じく、之を法人とするのである（第四十二條第三項）。

第四 貸室組合聯合會に準用する規定

貸室組合聯合會には、貸家組合聯合會に關する規定を準用する（第四十二條第四項）。故に前に説明した貸家組合聯合會に關する規定は總て之を貸室組合聯合會に準用するのである。

書式の一四三 貸室組合の諸書式—参照—法四一の四項、登記令一六

一三三 貸室組合ノ諸書式

註—貸室組の諸書式は（登記書式を含む）貸家組合の諸書式に準じて作成され度い。

書式の一四四 貸室組合聯合會の諸書式—参照—法四二の四項、登記令一六

一四四 貸室組合聯合會ノ諸書式

註—貸室組合聯合會の諸書式は（登記書式を含む）貸家組合の諸書式に準じて作成され度い。

第十章 罰 則

本章に於ては貸家組合の理事、監事、清算人及び其の他の者が、貸家組合法の規定に違反し、或は賄賂罪を犯した場合の處罰を規定したのである。

第一 理事、監事、又は清算人を五百圓以下の過料に處分する場合

次の場合に於ては、貸家組合の理事、監事又は清算人を五百圓以下の過料に處分するのである（第四十三條）。

一 貸家組合法に依り、行政官廳の認可を受けるべき場合に於て、其の認可を受けなかつたとき。例へば設立の認可、設立の場合に於ける創立總會招集の認可（第十條）。統制定款及び其の變更の認可（第四條）。役員選任の認可（第十三條第二項、第二十三條第三項）。定款變更の認可（第二十七條、產組法第三十九條第三項）。總會の決議に因る解散又は合併の認可（第三十三條、產組法第六十五條）等に付て行政官廳の認可を受けなかつた場合の如きである。

二 貸家組合法に基いて發する勅令に違反し登記を爲すことを怠り、又は不正の登記を爲したとき。例へば設立の登記、解散の登記其の他變更登記を怠つたとき、又は此等の登記に付いて不正の登記を爲したとき（第七條）等の如きである。

三 行政官廳若は裁判所又は總會若は總代會に對し、不實の申立を爲し又は事實を隱蔽したとき。

四 貸家組合法に依り、行政官廳又は裁判所の爲す検査を拒み、或は之を妨げ、或は之を忌避したとき。

五 貸家組合法に依り、行政官廳の徴する報告を差出さず、其の他行政官廳の命令又は處分に從はないとき。

六 貸家組合法に違反し、總會又は總代會の招集を怠つたとき。

七 貸家組合法に違反し、書類を備へ置かないとき、其の書類に記載すべき事項を記載せず、若は不正の記載を爲したとき、又は正當の理由がなく其の閲覧を拒んだとき。

八 貸家組合法に違反し、組合員の持分を拂戻したとき。

九 貸家組合法に違反し、組合が組合員の持分を取得し、又は質權の目的として之を受けたとき。

一〇 貸家組合法に違反し、破産の宣告を請求しないとき。

一一 貸家組合法に違反し、出資一口の金額若は保證金額を減少し、第三十一條の規定に依り準用する產業組合法第五十八條の責任期間を短縮し、又は組合の合併を反したとき。

一二 貸家組合法に違反し、公告を爲すことを怠り、又は不正の公告を爲したとき。

一三 清算の場合に於て、貸家組合法に違反し、辨濟を爲し又は組合財産の分配を爲したとき。

一四 法令又は定款に違反し、剩餘金を處分したとき。

一五 組合の目的でない營利事業を爲したとき。

第二 名稱僭稱者に對する過料

貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合又は貸室組合聯合會でない者が、此等の名稱を用ひたときは二百圓以下の過料に處分する。即ち貸家組合法第六條第二項の規定（第四十條、第四十一條第四項及び第四十二條第四項の規定に依り準用する場合を含む）に違反した者は、二百圓以下の過料に處分するのである（第四十四條）。

貸家組合法施行の際、貸家組合に非ずして、貸家組合と云ふ名稱を用ひる者は、同法施行後六ヶ月以内に其の名稱を變更しなければならぬ（第五十二條）。此の期間内に名稱を變更しないときは、右の規定に依つて處分されるのである（第五十三條）。

第三 統制服従命令の違反者に對する罰金

行政官廳が貸家組合法第五條の規定（第四十條、第四十一條第四項及び第四十二條第四項の規定に依り準用する場合を含む）に依り、貸家經營の適正を圖る爲め、特に必要ありと認めるときは、貸家組合の組合員又は其の組合の組合員に非ずして、其の組合の地區内に於て、組合員たる資格を有する者に對し、其の組合の統制に従ふべきことを命令することが出来る。此の行政官廳の命令に違反した者は、千圓以下の罰金に處分するのである（第四十五條第一項）。

法人又は法人でない人の代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の従業者が、其の貸家又は貸室の經營に關し、右の違反行爲を爲したときは、其の法人又は人は自己の指揮に出でない故を以て、其の處罰を免れることは出来ないのである（第四十五條第二項）。

右の罰則は其の者が法人である場合は、理事、取締役其他の法人の業務を執行する役員に適用する。未成年者又は禁治産者である場合は、其の法定代理人に之を適用する。然し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては、其の者に適用するのである（第四十六條）。

第四 當該官吏の臨檢、檢査拒絶、妨害、忌避者に對する罰金

正當の理由がなく貸家組合法第三十五條第一項の規定（第四十條、第四十一條第四項及び第四十二條第四項の規定に依り準用する場合を含む）に依る當該官吏の臨檢又は檢査を拒み、妨げ又は忌避した者は、五百圓以下の罰金に處分するのである（第四十七條）。

第五 理事、監事又は清算人の收賄に對する懲役

貸家組合の理事、監事又は清算人が、其の職務に關し賄賂を收受し、又は之を要求若は約束したときは、二年以下の懲役に處分する。因つて不正の行爲を爲し、又は相當の行爲を爲さないときは、五年以下の懲役に處分するのである（第四十八條第一項）。

賄賂とは、人の需要を滿すに足るべき一切の不正なる利益を云ふ。故に賄賂は單に金錢又は物品に限られ

ないのである。

右の場合に於て、收受した賄賂は之を沒收する。若し其の全部又は一部を沒收することが出来ないときは其の價額を追徴するのである（第四十八條）。

第六 賄賂者に對する處分、其の減輕、免除

前號（第五）の理事、監事又は清算人に對し、賄賂を交付、提供又は約束した者は、二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處分する。然し犯罪者が自首したときは、其の刑を減輕又は免除することが出来るのである（第四十九條）。

貸家組合法

（昭和十六年三月六日法律第四十七號）

貸家組合法

第一章 總 則

第一條 貸家組合ハ其ノ組合員ニ對シ貸家ノ供給ヲ圓滑ナラシメ及組合員ノ貸家ノ經營ノ適正ヲ圖ルコトヲ目的トス

貸家組合ハ貸家ノ所有者及貸家ノ所有者ニ非ズシテ貸家ノ經營ヲ爲ス者ヲ以テ之ヲ組織ス

貸家組合ハ法人トス

貸家及貸家ノ所有者ニ非ズシテ貸家ノ經營ヲ爲ス者ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 貸家組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

- 一 組合員ノ貸家ノ建設ニ必要ナル土地及資材ノ取得其ノ他貸家ノ建設ニ關スル共同施設

貸家組合法

二 組合員ノ貸家ノ賃貸料ノ取立、修繕其ノ他貸家ノ經營ニ關スル共同施設

三 組合員ノ貸家ニ關スル斡旋所ノ設置

四 組合員ノ貸家ノ賃貸條件其ノ他貸家ノ經營ニ關スル統制

五 組合員ノ貸家ノ建設及經營ニ關スル指導、研究、調査其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

組合ハ前項ノ事業ノ外貸家ノ建設及經營竝ニ組合員ニ對スル其ノ貸家建設ノ爲必要ナル資金ノ貸付及組合員ノ爲ニスル其ノ貸家建設ニ關スル債務ノ保證ヲ併セ行フコトヲ得

第一項第一號乃至第三號ノ施設ハ命令ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ非ザル者ヲシテ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第三條 貸家組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ貸家ノ賃貸條件其ノ他貸家ノ經營ニ關スル統制ヲ行フ場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ其ノ規程ヲ變

更セントスル場合亦同ジ

第四條 行政官廳貸家ノ供給ノ圓滑又ハ經營ノ適正ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ貸家組合ニ對シ必要ナル事業ヲ命ズルコトヲ得

第五條 行政官廳貸家ノ經營ノ適正ヲ圖ル爲ニ特ニ必要アリト認ムルトキハ貸家組合ノ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非ズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第六條 貸家組合ハ其ノ名稱中ニ貸家組合ナル文字ヲ用フベシ

貸家組合ニ非ザル者ハ貸家組合ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第七條 貸家組合ノ住所ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第八條 貸家組合ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第九條 貸家組合ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ貸家組合ノ貸家ノ建設若ハ取得又ハ其ノ貸家用地ノ取得ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第二章 設立

第十條 貸家組合ヲ設立セントスルトキハ發起人ハ警察署ノ管轄區域其ノ他適當ナル地域ニ依リ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半數(土地ノ情況其ノ他ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ其ノ數ヲ減ズルコトヲ得)ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ行政官廳ニ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキト雖モ特別ノ事由アル場合ニ於テハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ招集スルコトヲ得

第十一條 貸家組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載ス

ベシ

一 目的

二 名稱

三 地區

四 事務所ノ所在地

五 組合員タル資格ニ關スル規定

六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

七 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

八 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定

九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

十 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

十一 事業及其ノ執行ニ關スル規定

十二 役員ニ關スル規定

十三 會議ニ關スル規定

十四 會計ニ關スル規定

十五 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第十二條 貸家組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分

賦收入方法ハ創立總會ニ於テ之ヲ議決スベシ

第十三條 貸家組合設立當時ノ理事及監事ニ創立總會ニ於テ設立同意者(發起人ヲ含ム以下同ジ)又

ハ設立同意者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ前項ノ理事又ハ監事ハ同項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十四條 創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十五條 設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ差出スベシ

第十六條 貸家組合ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第十七條 産業組合法第十條、第十一條第一項及第十二條ノ規定ハ貸家組合ノ設立ニ之ヲ準用ス

産業組合法

第十條 産業組合ハ其ノ組合員ノ數ヲ限定スルコトヲ得ス

第十一條(一項) 出資一口ノ金額ハ均一ニシテ定ムヘシ

第十二條 組合カ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク各組合員ヲシテ第一回ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

第三章 組合員ノ權利義務

第十八條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スベシ

第十九條 組合員ノ責任ハ第二十條ノ規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス

貸家組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ其ノ出資額ノ外一定ノ金額(保證金額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔スルモノト爲スコトヲ得

第二十條 貸家組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第二十一條 持分ガ數人ノ共有ニ屬スルトキハ共有

第二十二條 新ニ組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生シタル組合ノ債務ニ付テモ亦責任ヲ負擔ス

第二十三條 組合員ハ總組合員五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ總會ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ招集ヲ理事ニ請求スルコトヲ得

第二十四條 組合員ニシテ總會ノ招集手續又ハ其ノ決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ違背スト認ムルトキハ決議ノ日ヨリ一箇月内ニ其ノ決議ノ取消ヲ地方長官ニ請求スルコトヲ得

第四章 管理

第二十三條 貸家組合ニハ理事及監事ヲ置クベシ

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス
特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザ

者ハ組合員ノ權利ヲ行使スベキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス
組合員ノ權利ヲ行使スベキ者ナキトキハ共有者ニ對スル組合ノ通知又ハ催告ハ其ノ一人ニ對シテ之ヲ爲スヲ以テ足ル

共有者ハ組合ニ對シ連帶シテ組合員ノ義務ヲ負フ

第二十二條 産業組合法第十八條、第十九條及第二十一條乃至第二十四條ノ規定ハ組合員ノ權利義務ニ之ヲ準用ス但シ同法第二十四條中地方長官トアルハ行政官廳トス

産業組合法

第十八條 組合員ハ組合ニ拂込ムヘキ出資額ニ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗スルコトヲ得ス

第十九條 組合員ハ組合ノ承諾アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得ス
組合員ニ非サル者ニシテ持分ヲ讓受ケムトスルトキハ加入ノ例ニ依ルヘシ

第二十一條 持分ノ讓受人ハ其ノ持分ニ付讓渡人ノ權利義務ヲ承繼ス

レバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第一項ノ規定ニ依ル役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第二十四條 組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ三ヲ超エザル範圍内ニ於テ出資口數ニ應ジ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

第二十五條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スベシ
第二十六條 經費ヲ組合員ニ分賦スル貸家組合ニ在リテハ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ總會ノ議決ヲ經ベシ

第二十七條 民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條及第六十六條並ニ産業組合法第二十六條乃至第三十一條ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二乃至第三十六條、第三十八條ノ二乃至第四十六條、第四十七

條乃至第四十八條ノ二、第六十條ノ二及第六十八條ノ規定ハ貸家組合ノ管理ニ之ヲ準用ス但シ民法第五十九條中主務官廳トアリ竝ニ産業組合法第三十九條第三項及第六十條ノ二中地方長官トアルハ行政官廳トス

民法

第四十四條(一項) 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第五十二條(二項) 理事數人アル場合ニ於テ定款又ハ寄附行爲ニ別段ノ定メナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第五十三條 理事ハ總テ法人ノ事務ニ付キ法人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附行爲ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ス又社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ從フコトヲ要ス

第五十四條 理事ノ代表權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第五十五條 理事ハ定款、寄附行爲又ハ總會ノ

決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行爲ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

第五十九條 監事ノ職務左ノ如シ

一 法人ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト

二 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト

三 財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ

廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ總會又

ハ主務官廳ニ報告スルコト

四 前號ノ報告ヲ爲ス爲メ必要アルトキハ總會ヲ招集スルコト

第六十一條(一項) 社團法人ノ理事ハ必要アリ

ト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

第六十二條 總會ノ招集ハ少クとも五日日前ニ其會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第六十四條 總會ニ於テハ第六十二條ノ規定ニ依リテ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノ決議ヲ爲スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキ

ハ此限ニ在ラス

第六十六條 社團法人ト或社員トノ關係ニ付キ議決ヲ爲ス場合ニ於テハ其社員ハ表決權ヲ有セス

産業組合法

第二十六條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 理事又ハ監事ハ何時ニテモ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

第二十八條 理事及監事ノ選任及解任ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 理事ハ定款及總會ノ決議録ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備ヘ置クヘシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

貸家組合法

第二十九條ノ二 組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 各組合員ノ氏名、住所

二 各組合員ノ出資口數

三 各組合員ノ拂込ミタル金額及其ノ拂込ノ年月日

四 出資各口ノ取得ノ年月日

五 保證責任組合ニ在リテハ各組合員ノ保證金額

第三十條 理事ハ通常總會ノ會日ヨリ一週間前ニ財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フヘシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第三十一條 理事ハ前條第一項ニ掲ケタル書類及監事ノ意見書ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第三十一條ノ二 産業組合カ其ノ組合員ニ對シ

テ爲ス通知又ハ催告ハ組合員名簿ニ記載シタル組合員ノ住所又ハ其ノ者カ組合ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

第三十一條ノ三 理事ハ少クトモ毎事業年度一回通常總會ヲ開クコトヲ要ス

第三十三條 監事ハ理事其ノ他組合ノ事務員ト相兼スルコトヲ得ス

第三十四條ノ二 理事缺ケタルトキハ總會ノ召集ハ監事之ヲ行フ

理事カ第二十三條ノ規定ニ依ル請求アリタル日ヨリ二週間内ニ正當ノ事由ナクシテ總會召集ノ手續ヲ爲ササルトキハ監事ハ其ノ總會ヲ召集スヘシ

第三十五條 組合カ理事ト契約ヲ爲ス場合ニ於テハ監事組合ヲ代表ス組合ト理事トノ間ノ訴訟ニ付テモ亦同シ

第三十六條 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段

ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第三十八條ノ二 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ定款ヲ以テ總會ニ代ハルヘキ總代會ヲ設クルコトヲ得

總會ニ關スル規定ハ前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス但シ總代會ニ於テハ解散及合併ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス

第三十九條 定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルヘシ

第二十八條ノ規定 前項ノ決議ニ之ヲ準用ス定款ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第四十條 組合カ出資一口ノ金額ノ減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及貸借對照表ヲ作ルヘシ

組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ定款ノ定ムル方法ニ從ヒテ公告シ且知レタル債權

者ニ各別ニ之ヲ催告スヘシ但シ其ノ期間ハ二箇月ヲ下ルコトヲ得ス

第四十一條 債權者カ前條第二項ノ期間内ニ出資ノ減少ニ對シテ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者カ異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ出資ヲ減少スルコトヲ得ス

第四十二條 前二項ノ規定ハ保證責任組合カ組合員ノ保證金額ヲ減少スル場合ニ之ヲ準用ス

第四十三條 組合員カ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スヘキ剩餘金ハ其ノ拂込ニ充ツヘシ但シ取扱ヒタル物ノ數量、價額其ノ他事業ノ分量ニ對シテ配當スヘキ剩餘金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

組合員ニ配當スヘキ剩餘金又ハ持分ノ計算ニ付テハ計算ノ基礎ト爲ルヘキ金額ニシテ計算上不便ナル端數金額ハ之ヲ切捨ツルコトヲ得

第四十四條 組合ハ損失ヲ填補シタル後ニ非サ

レハ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス
剩餘金配當ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五條 組合ハ第五十三條ノ場合ヲ除ク外持分ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得ス

第四十六條 組合ハ定款ヲ以テ定メタル準備金ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第四十七條 組合ノ事業年度ハ一箇年トス但シ定款ヲ以テ六箇月ト爲スコトヲ得

第四十八條 組合ハ組合員ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四十八條ノ二 組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款ニ違反シタル組合員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第六十條ノ二 理事ノ缺ケタル爲損害ヲ生スル虞アルトキハ地方長官ハ假ニ理事ヲ選任スルコトヲ得

第六十八條 組合ハ總組合員ノ同意ヲ以テ其ノ

組織ヲ變更スルコトヲ得
組合カ組織變更ニ因リ組合員ノ責任ヲ減少ス
ルトキハ第四十條及第四十一條ニ定メタル手
續ヲ爲スヘシ

第五章 加入及脱退

第二十八條 組合員タル資格ヲ有スル者貸家組合ニ
加入セントスルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ
加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコ
トヲ得ズ

第二十九條 貸家ト爲ス目的ヲ以テ家屋ノ建設ヲ爲
サントスル者ハ第一條第二項ノ規定ニ拘ラズ貸家
組合ニ加入スルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル加入ニ之ヲ準用ス
第三十條 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期
間前ニ豫告ヲ爲シ貸家組合ノ承諾ヲ得タル場合ニ
ハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得
組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコト
ヲ得ズ

當時ノ財産ニ依リテ之ヲ定ムルコトヲ得

第五十五條 持分ノ拂戻ハ事業年度ノ終ヨリ三
箇月内ニ之ヲ爲スヘシ但シ前條但書ノ場合ニ
於テハ脱退ノ時ヨリ三箇月内ニ之ヲ爲スヘシ
持分拂戻ノ請求權ハ前項ノ期間經過ノ後二箇
年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第五十六條 持分ノ計算ヲ爲スニ當リ組合財産
ヲ以テ組合ノ債務ヲ完済スルニ足ラサルトキ
ハ脱退シタル組合員ハ其ノ負擔ニ歸スヘキ損
失額ヲ拂込ムヘシ

第五十七條 脱退シタル組合員カ組合ニ對スル
債務ヲ完済スル迄ハ組合ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ
停止スルコトヲ得

第五十八條 無限責任組合及保證責任組合ニ在
リテハ脱退シタル組合員ハ脱退前ノ組合債權
者ニ對シ其ノ脱退ヲ組合原簿ニ記載シタル後
二箇年間責任ヲ負擔ス
前項ノ規定ニ依ル期間ハ總組合員ノ同意アル
トキハ定款ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得

貸家組合法

第三十一條 産業組合法第五十一條(第三號及第四
號ヲ除ク)及第五十二條乃至第五十八條ノ規定ハ
組合員ノ脱退ニ之ヲ準用ス

産業組合法

第五十一條 組合員ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス
一 組合員タル資格ノ喪失
二 死亡
三 除名

第五十二條 除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム
除名ハ總會ノ決議ニ依ル但シ除名シタル組合
員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ其
組合員ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十八條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス
第五十三條 脱退シタル組合員ハ定款ノ定ムル
所ニ依リ其ノ持分ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ請
求スルコトヲ得

第五十四條 脱退シタル組合員ノ持分ハ其ノ脱
退シタル事業年度ノ終ニ於ケル組合財産ニ依
リテ之ヲ定ム但シ定款ノ定ムル所ニ依リ脱退
ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ延長シクル期間ハ第一項ノ
規定ニ違背セサル限り之ヲ短縮スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ第四十條及第四十一條ノ規
定ヲ準用ス
前三項ノ規定ハ持分ヲ讓渡シタル組合員ニ之
ヲ準用ス

第六章 解散及清算

第三十二條 貸家組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス
一 定款ニ定メタル事由ノ發生
二 總會ノ決議
三 組合ノ合併
四 組合ノ破産

第三十三條 民法第七十七條並ニ産業組合法六十二
條第二項、第六十三條ノ二乃至第六十五條及第六
十七條ノ規定ハ貸家組合ノ解散ニ、民法第七十三
條乃至第七十六條及第七十八條乃至第八十三條、
非訟事件手續法第三十六條、第三十七條ノ二、第
百三十六條第一項、第三十七條及第三十八條

竝ニ産業組合法第七十條乃至第七十三條ノ規定ハ貸家組合ノ清算ニ之ヲ準用ス但シ産業組合法第六十五條中地方長有トアリ及民法第八十三條中主務官廳トアルハ行政官廳トス

民法

第七十條 法人カ其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

産業組合法

第六十二條(二項) 第二十八條ノ規定ハ解散及合併ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ無限責任組合カ合併セムトスルトキ又ハ保證責任組合若ハ無限責任組合カ合併ニ因リテ組織變更ト同一ノ結果ヲ生スヘキトキハ其ノ合併ニ付總組合員ノ同意アルコトヲ要ス

第六十三條ノ二、合併ニ因リテ組合ヲ設立スル

場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關スル行爲ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル選任ニ之ヲ準用ス

第六十四條 第四十條及第四十一條ノ規定ハ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 總會ノ決議ニ因ル解散又ハ合併ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第六十七條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

民法

第七十三條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ終了ニ至ルマテ尙ホ存続スルモノト看做ス

第七十四條 法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト爲ル但定款若クハ

寄附行爲ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス

第七十五條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十六條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ結了
 - 二 債權ノ取立及ヒ債務ノ辨濟
 - 三 殘餘財産ノ引渡
- 清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二个月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催

告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ公告ニハ債權者カ期間内ニ申出ヲ爲ササルトキハ其債權ハ清算ヨリ除斥セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債權者ヲ除斥スルコトヲ得ス

清算人ハ知レタル債權者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス

第八十條 前條ノ期間後ニ申出テタル債權者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ歸屬權利者ニ引渡ササル財産ニ對シテノミ請求ヲ爲スコトヲ得

第八十一條 清算中ニ法人ノ財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス

本條ノ場合ニ於テ既ニ債權者ニ支拂ヒ又ハ歸屬權利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管

財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得

第八十二條 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲スコトヲ得

第八十三條 清算力結了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官廳ニ届出ソルコトヲ要ス

非訟事件手續法

第三十六條 裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十七條ノ二 第二百二十九條ノ三及ヒ第二百十九條ノ四ノ規定ハ裁判所カ法人ノ清算人又ハ第三十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲スヘキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十九條ノ三 商法第七十三條第一項、第八十一條第一項、第二百九十四條第一項又ハ第三百五十三條第一項ノ規定ニ依リ裁判所カ検査役ヲ選任シタル場合ニ於テハ會社ヲ

シテ之ニ報酬ヲ與ヘシムルコトヲ得其額ハ取締役及ヒ監査役ノ陳述ヲ聽キ裁判所之ヲ定ム

第二百二十九條ノ四 前二項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百三十六條(一項)

合名會社及ヒ合資會社ノ清算ニ關スル事件ハ會社ノ本店所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

第三百三十七條 清算人ノ選任又ハ解任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス裁判所カ銀行又ハ無盡業若ハ無盡管理業ヲ營ム會社ノ清算ノ監督ニ付キ爲シタル命令ニ對シ亦同シ

第三百三十八條 左ニ掲ケタル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス
一 未成年者
二 禁治產者及ヒ準禁治產者
三 剝奪公權者及ヒ停止公權者
四 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人
五 破產者

產業組合法

第七十條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第七十一條 清算人ハ就職後遲滯ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第七十二條 清算人ハ組合ノ債務ヲ辨濟シ又ハ辨濟ニ必要ナル金額ヲ供託スルニ非サレハ組合財産ヲ分配スルコトヲ得ス

第七十三條 清算事務力終リタルトキハ清算人ハ遲滯ナク決算報告書ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第七章 監督

第三十四條 行政官廳ハ貸家組合ニ對シ事業及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 第五條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ當該官吏

ヲシテ日出ヨリ日沒迄ノ間貸家其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證スル證票ヲ携帯セシムベシ

第三十六條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ貸家組合ニ對シ經費ノ收支豫算、其ノ分賦收入方法、定款又ハ第三條ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第三十七條 貸家組合ノ事業若ハ組合財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲ガ法令、定款若ハ行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害スル虞アルトキハ行政官廳ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
一 總會ノ決議ノ取消
二 役員ノ解任
三 組合ノ事業ノ停止
四 組合ノ解散

第八章 貸家組合聯合會

第三十八條 貸家組合聯合會ハ所屬ノ貸家組合及貸家組合聯合會ノ共同ノ目的ヲ達スル爲之ヲ設立スルコトヲ得

聯合會ハ貸家組合又ハ貸家組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

聯合會ハ法人トス

第三十九條 貸家組合聯合會ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ所屬ノ各組合及聯合會ニ於テ選任スル創立委員ハ創立委員會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ行政官廳ニ設立ノ認可ヲ申請スベシ

第四十條 貸家組合ニ關スル規定（第十條及第二十九條ノ規定並ニ第二十七條ノ規定ニ依リ準用スル産業組合法第三十八條ノ二ノ規定ヲ除ク）並ニ産業組合法第七十七條第三項、第七十八條及第七十九條第一項ノ規定ハ貸家組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第二條、第三條及第五條中組合員トアルハ所屬ノ組合、聯合會及組合員、第十三條第一項中設立同意者（發起人ヲ含ム以下同ジ）又ハ設立同意

者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員トアルハ所屬ノ組合及聯合會ノ理事又ハ監事、第十五條第一項中設立同意者トアルハ所屬ノ組合及聯合會、第二十三條第二項中組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員トアルハ所屬ノ組合及聯合會ノ理事又ハ監事トス

産業組合法

第七十七條（三項） 産業組合聯合會ノ所屬組合及所屬聯合會ノ保證責任ハ其ノ出資總額ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第七十八條 産業組合又ハ産業組合聯合會カ産業組合聯合會ニ加入シ又ハ脱退セムトスルトキハ總會ノ決議ニ依ルヘシ

第二十八條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第七十九條（第一項） 産業組合聯合會ノ區域ハ特別ノ事トアルヲ除クノ外道府縣ノ區域内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第九章 貸家組合及貸家組合聯合會

第十章 罰 則

第四十三條 左ノ場合ニ於テハ貸家組合ノ理事、監事又ハ清算人ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
- 二 本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
- 三 行政官廳若ハ裁判所又ハ總會若ハ總代會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
- 四 本法ニ依リ行政官廳又ハ裁判所ノ爲ス検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタルトキ
- 五 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ
- 六 本法ニ違反シ總會又ハ總代會ノ招集ヲ怠リタルトキ
- 七 本法ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閱

第四十一條 貸家組合ハ其ノ組合員ニ對シ貸室ノ供給ヲ圓滑ナラシメ及組合員ノ貸室ノ經營ノ適正ヲ圖ルコトヲ目的トス

貸家組合ハ貸室ノ所有者及貸室ノ所有者ニ非ズシテ貸室ノ經營ヲ爲ス者ヲ以テ之ヲ組織ス

貸家組合ハ法人トス

貸家組合ニ關スル規定ハ貸家組合ニ之ヲ準用ス

貸室及貸室ノ所有者ニ非ズシテ貸室ノ經營ヲ爲ス者ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 貸家組合聯合會ハ所屬ノ貸室組合及貸室組合聯合會ノ共同ノ目的ヲ達スル爲之ヲ設立スルコトヲ得

聯合會ハ貸家組合又ハ貸家組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

聯合會ハ法人トス

貸家組合聯合會ニ關スル規定ハ貸家組合聯合會ニ之ヲ準用ス

貸家組合法

覽ヲ拒ミタルトキ

- 八 本法ニ違反シ組合員ノ持分ヲ拂戻シタルトキ
- 九 本法ニ違反シ組合ガ組合員ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ
- 十 本法ニ違反シ破産ノ宣告ヲ請求セザルトキ
- 十一 本法ニ違反シ出資一口ノ金額若ハ保證金額ヲ減少シ、第三十一條ノ規定ニ依リ準用スル産業組合法第五十八條ノ責任期間ノ短縮ヲ爲シ又ハ組合ノ合併ヲ爲シタルトキ
- 十二 本法ニ違反シ公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
- 十三 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シ辨濟ヲ爲シ又ハ組合財産ノ分配ヲ爲シタルトキ
- 十四 法令又ハ定款ニ違反シ剩餘金ヲ處分シタルトキ
- 十五 組合ノ目的ニ非ザル營利事業ヲ爲シタルトキ
- 第四十四條 第六條第二項ノ規定(第四十條、第四十一條第四項及第四十二條第四項ノ規定ニ依リ準

二二〇

用スル場合ヲ含ム)ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス

- 第四十五條 第五條ノ規定(第四十條、第四十一條第四項及第四十二條第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 法人又ハ人ノ代理人、戸主ノ家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ貸家又ハ貸室ノ經營ニ關シ前項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
- 第四十六條 前條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ、理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第四十七條 正當ノ理由ナクシテ第三十五條第一項ノ規定(第四十條、第四十一條第四項及第四十二條第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依

ル當該官吏ノ臨檢又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條 貸家組合ノ理事、監事又ハ清算人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徴ス

第四十九條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ニハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ出ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第五十條 第四十八條二掲グル罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ

附 則

第五十一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

貸家組合法

(昭和十六年勅令第七百三十九號ヲ以テ同年七月七日ヨリ施行ス)

第五十二條 本法施行ノ際貸家組合ニ非ズシテ貸家組合ナル名稱ヲ用フル者ハ本法施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス

第五十三條 第四十四條ノ規定ハ前條ノ期間内之ヲ前條ニ掲グル者ニ適用セズ

第五十四條 登録稅法中左ノ通改正ス

第十九條中「第十一號」ノ下ニ「第十一號ノ三、」ヲ加フ

同條第七號中「又ハ自動車運送事業組合聯合會」ヲ「自動車運送事業組合聯合會、貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合又ハ貸室組合聯合會」ニ、「又ハ自動車交通事業法」ヲ「自動車交通事業法又ハ貸家組合法」ニ改ム

同條第十一號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

十一ノ二 貸家組合又ハ貸室組合カ貸家又ハ貸室用建物ノ供給ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

二二二

十一ノ三 貸家若ハ貸室用建物又ハ其ノ用地ニ付貸家組合員又ハ貸室組合員カ其ノ所屬組合ヨリノ權利ノ取得ノ登記

第五十五條 印紙稅法中左ノ通改正ス

第四條第一項第十二號中「又ハ自動車運送事業組合聯合會」ヲ「自動車運送事業組合聯合會、貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合又ハ貸室組合聯合會」ニ改ム

第五十六條 特別法人稅法中左ノ通改正ス

第二條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一ノ二 貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合及貸室組合聯合會

貸家組合登記令

(昭和十六年七月四日勅令第七百四十號)

貸家組合登記令

第一條 貸家組合ノ設立ノ登記ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル日ヨリ二週間以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所
- 五 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額
- 六 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
- 七 貸家組合法第十九條第二項ノ規定ニ依ル貸家組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名又ハ名稱、住所及保證金額
- 八 理事及監事ノ氏名及住所

九 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

貸家組合ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後二週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第二條 貸家組合ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三條 貸家組合主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ハ於テハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間以内ニ第一條第二項ニ

掲グル事項ヲ登記シ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第一條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ主タル事務所又ハ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ以テ足ル

第四條 第一條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス但シ同條同項第五號ニ掲グル事項ニ付テハ每事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

第五條 貸家組合ガ解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除ク外主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ解散ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第六條 貸家組合ガ合併ヲ爲シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所

在地ニ於テハ三週間以内ニ合併後存続スル組合ニ於テハ變更ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル組合ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ第一條第二項ニ掲グル事項ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第七條 貸家組合ハ清算人就職ノ日ヨリ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ清算人ノ氏名及住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第四條本文ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第八條 貸家組合ノ清算ガ終了シタルトキハ貸家組合法第三十三條ノ規定ニ依リ準用スル産業組合法第七十三條ノ承認アリタル日ヨリ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ清算終了ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第九條 貸家組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス各登記所ニ貸家組合登記簿ヲ備フ

第十條 貸家組合ノ設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ定款、創立總會ノ決議録ノ謄本、出資ノ總口數ヲ證スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面及申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第一項ノ登記ノ申請書ニハ合併ニ因ル設立ノ場合ニ在リテハ前項ニ掲グル書類ノ外貸家組合法第三十二條ノ規定ニ依リ準用スル産業組合法第四十條及第四十一條ノ規定ニ依リ公告及催告ヲ爲シタルコト並ニ異議ヲ述べタル債權者アル場合ニ於テハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十一條 第一條第三項ノ規定ニ依ル登記ハ理事ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第十二條 貸家組合ノ事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第一條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ハ理事又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス但シ主タル事務所ノ所在地ニ於テ合併、組織變更又ハ出

資一口ノ金額若ハ保證金額ノ増加若ハ減少ニ因ル變更ノ登記ヲ爲スニハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因ルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第一條第二項ニ掲グル事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十條第三項ノ規定ハ合併、組織變更ニ因ル組合員ノ責任ノ減少又ハ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少ニ因ル變更ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第十三條 貸家組合ガ貸家組合法第三十二條第一號乃至第三號ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ解散ノ登記ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リ、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ理事ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十條第三項ノ規定ハ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

應ノ處分ニ因リテ解散シタルトキハ解散ノ登記ハ行政官應ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第十四條 第七條ノ規定ニ依ル登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第七條第一項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第七條第二項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ其ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十五條 貸家組合ノ清算終了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第十六條 第一條乃至前條ノ規定ハ貸家組合、貸家組合聯合會及貸家組合聯合會ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十七條 登記スベキ事項ニシテ行政官應ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十八條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滯ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第十九條 非訟事件手續法第四百十二條乃至第四百五

十一條ノ六、第五百五十四條乃至第五百五十七條及第
百七十八條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ貸家組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

貸家組合法施行規則

(昭和十六年七月五日厚生省令第三十四號)

貸家組合法施行規則

第一章 通 則

第一條 貸家組合法(以下法ト稱ス)ニ於テ貸家ト
ハ專ラ又ハ他ノ用途ト併セテ住居ノ用途ニ供スル
貸家ヲ謂フ

法ニ於テ貸家ノ所有者ニ非ズシテ貸家ノ經營ヲ爲
ス者トハ貸家ノ所有者ニ非ズシテ權原ニ因リ自己
ノ名ニ於テ貸家ノ貸付ヲ爲ス者ヲ謂フ

第二條 法ニ於テ貸室トハ專ラ又ハ他ノ用途ト併セ
テ住居ノ用途ニ供スル貸室ヲ謂フ

法ニ於テ貸室ノ所有者ニ非ズシテ貸室ノ經營ヲ爲
ス者トハ貸室ノ所有者ニ非ズシテ權原ニ因リ自己
ノ名ニ於テ貸室ノ貸付ヲ爲ス者ヲ謂フ

第三條 法(第十章ヲ除ク)中行政官廳トアルハ地

方長官トス但シ法第三十四條ノ規定(法第四十條、
第四十一條第四項及第四十二條第四項ノ規定ニ依
リ準用スル場合ヲ含ム)中行政官廳トアルハ厚生
大臣又ハ地方長官トス

本令ニ於テ地方長官トハ貸家組合、貸家組合聯合
會、貸室組合又ハ貸室組合聯合會ノ主タル事務所
ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ謂フ

第二章 貸家組合

第四條 貸家組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ法第二條
第一項第三號ノ貸家幹旋所ヲ設置スル場合ニ於テ
ハ總會又ハ總代會ノ議決ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ
定ムベシ其ノ規程ヲ變更セントスル場合亦同ジ
前項ノ規定ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 幹旋ノ範圍
- 二 幹旋ノ方法
- 三 幹旋手數料及其ノ徵收方法
- 四 其ノ他必要ナル事項

第五條 貸家組合ハ組合員ニ對シ其ノ貸家建設ノ必

貸家組合法施行規則

要ナル資金ノ貸付又ハ組合員ノ爲ニスル其ノ貸家
建設ニ關スル債務ノ保證ヲ爲サントスルトキハ總
會又ハ總代會ノ議決ヲ經テ地方長官ノ承認ヲ受ク
ベシ

第六條 貸家組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ法第二條
第一項第一號乃至第三號ノ施設ヲ組合員ニ非ザル
者ヲシテ利用セシムル場合ニ於テハ總會又ハ總代
會ノ議決ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ定ムベシ其ノ規
程ヲ變更セントスル場合亦同ジ
前項ノ規程ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 利用セシムル施設ノ種類
 - 二 利用セシムル方法
 - 三 利用料及其ノ徵收方法
 - 四 其ノ他必要ナル事項
- 第七條** 地方長官法第五條ノ規程ニ依リ貸家組合ノ
組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非ズシテ其ノ組合
ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ
其ノ組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ゼントスルト
キハ豫メ其ノ組合、組合ノ統制ニ從フベキ者ノ資

格、其ノ從フベキ事項、其ノ實施期日其ノ他必要ナル事項ヲ定メ之ヲ告知スベシ

第八條 貸家組合ノ發起人ハ其ノ組合ノ地區タルベキ地域内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ナルコトヲ要ス

第九條 貸家組合ヲ設立セントスルトキハ發起人ハ左ノ事項ヲ記載シタル設立趣意書ヲ作成シ地方長官ノ承認ヲ受ケタル後之ヲ組合員タル資格ヲ有スル者ニ提示シテ其ノ同意ヲ求ムベシ

一 地區

二 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

三 法第十九條第二項ノ規定ニ依ル保證金額ヲ定メントスルトキハ其ノ旨並ニ其ノ總額及保證金額ヲ定ムル方法

四 法第二十條ノ規定ニ依ル經費ノ分賦ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨及其ノ分賦收入方法

五 事業計畫ノ概要

設立ノ同意ハ發起人ノ作成シタル設立同意書ニ記名捺印スルコトニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス

タル書面ヲ以テ之ニ代フ。定款、創立總會ノ決議録ノ謄本及左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

一 事業計畫ノ概要

二 組合ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法

三 引受アリタル出資ノ總口數

四 法第十九條第二項ノ規定ニ依ル組合ニ在リテハ引受アリタル保證金額ノ總額

五 法第二十條ノ規定ニ依リ經費ヲ組合員ニ分賦スル組合ニ在リテハ其ノ經費ノ初年度ノ收支豫算及分賦收入方法

六 理事及監事ノ氏名及住所

第十五條 法第十三條第二項又ハ第二十三條第三項ノ規定ニ依ル理事又ハ監事ノ選任ノ認可申請書ニハ理事又ハ監事ノ履歷書及創立總會、總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ

第十六條 貸家組合ノ理事、監事其ノ他ノ役員又ハ清算人ノ受クベキ給與ハ定款又ハ創立總會、總會若ハ總代會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第十條 法第十條第一項ノ規定ニ依リ貸家組合ノ設立ニ付同意ヲ要スル者ノ數ハ土地ノ情況其ノ他ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ於テ發起人ガ豫メ地方長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ之ヲ百人迄減ズルコトヲ得

第十一條 法第十條第二項ノ規定ニ依ル創立總會召集ノ認可申請書ニハ組合員タル資格ヲ有スル者ノ數ヲ記載シタル書面及設立同意者（發起人ヲ含ム以下同ジ）ノ數ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第十二條 發起人創立總會ヲ召集セントスルトキハ設立同意者ニ對シ少クとも一週間前ニ會議ノ日時、場所及目的タル事項ヲ通知スベシ

第十三條 貸家組合ノ負擔ニ歸スベキ創立費ニ付テハ創立總會ノ決定ヲ受クベシ
前項ノ創立費ノ償却方法ハ創立總會ニ於テ之ヲ議決スベシ

第十四條 貸家組合ノ設立ノ認可申請書ハ所定ノ設立同意者アリタルコトヲ證スル書面（法第十條第二項ノ規定ニ依ル場合ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載シ

第十七條 總代會ハ組合員五百人以上ノ貸家組合ニ非ザレバ之ヲ設クルコトヲ得ズ
總代會ハ組合員中ヨリ選舉シタル總代ヲ以テ之ヲ組織ス

總代ノ定數、任期及選舉ニ關スル規定ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第十八條 定款變更ノ認可申請書ニハ總會又ハ總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ

定款ノ變更ガ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少又ハ法第三十一條ノ規定ニ依リ準用スル産業組合法第五十八條ノ責任期間ノ短縮ニ關スルモノナルトキハ其ノ認可ノ申請書ニハ前項ニ掲グル書面ノ外財産目録及貸借對照表ヲ添附スベシ

定款ノ變更ガ法第二十七條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ準用スル産業組合法第六十八條第一項又ハ第五十八條第二項ノ場合ニ關スルモノナルトキハ其ノ認可ノ申請書ニハ總組合員ノ同意アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第十九條 剩餘金ノ配當ハ拂込ミタル出資額又ハ取

扱ヒタル物ノ數量、價額若ハ事業ノ分量ニ對スルノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ
拂込ミタル出資額ニ對スル剩餘金配當ノ率ハ年六分ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アルトキハ地方長官ノ承認ヲ受ケ年一割迄之ヲ増加スルコトヲ得

第二十條 貸家組合ノ準備金ノ額ハ出資總額ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第二十一條 貸家組合ハ借入金ヲ爲サントスルトキハ總會又ハ總會ノ議決ヲ經テ地方長官ノ承認ヲ受クベシ

貸家組合ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲前項ノ規定ニ依ラズ一時借入金ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ每事業年度ニ於テ其ノ借入額ノ最高限度ニ付總會又ハ總會ノ議決ヲ經ベシ
前項ノ借入金ハ其ノ借入ヲ爲シタル事業年度ニ於テ之ヲ償還スルコトヲ要ス

第二十二條 新ニ貸家組合ニ加入スル者ヨリ加入金ヲ徵收シ又ハ新ニ出資口數ヲ増加スル者ヨリ増口

一 第四條又ハ第六條ノ規程ヲ定メ變更シ又ハ廢止シタルトキ

二 法第三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル規程ヲ廢止シタルトキ

三 貸家組合登記令ニ依ル登記ヲ爲シタルトキ

四 法第二十條ノ規定ニ依リ經費ヲ組合員ニ分賦スル貸家組合ニ於テ法第二十六條ノ規定ニ依リ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ヲ定メタルトキ又ハ其ノ經費ノ收支決算ニ付總會若ハ總會ノ承認アリタルトキ

五 財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ニ付總會又ハ總會ノ承認アリタルトキ
第二十七條 法第三十五條第二項ノ證票ハ別表ニ定ムル様式ニ依ル

第三章 貸家組合聯合會

第二十八條 貸家組合聯合會ノ創立委員ハ所屬ノ各組合及聯合會ノ理事又ハ監事中心ヨリ之ヲ選任スベシ

金ヲ徵收スルトキハ其ノ金額ハ之ヲ準備金ニ組入レルベシ脱退シタル組合員ニ對シ持分ノ一部ヲ拂戻スベキコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ殘額ニ付亦同ジ

第二十三條 法第三十條第一項ノ規定ニ依ル脱退ノ豫告ハ六月前ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ但シ事業年度ヲ六月トスル貸家組合ニ在リテハ其ノ豫告ハ三月前ニ之ヲ爲スヲ以テ足ル
前項ノ規定ニ依ル豫告期間ハ定款ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得ズ

第二十四條 總會ノ決議ニ因ル貸家組合ノ解散ノ認可申請書ニハ總會ノ決議録ノ謄本、財産目錄及貸借對照表ヲ添附スベシ

第二十五條 貸家組合ノ合併ノ認可申請書ニハ總會ノ決議録ノ謄本、財産目錄、貸借對照表、合併契約書ノ謄本及合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立スル場合ノ定款ヲ添附スベシ

第二十六條 左ノ場合ニ於テハ貸家組合ハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

前項ノ創立委員ハ所屬ノ各組合及聯合會ニ付同數トス

第二十九條 貸家組合聯合會ノ設立ノ認可申請書ニハ定款、聯合會設立ニ關スル所屬ノ各組合聯合會ノ總會又ハ總會ノ決議録ノ謄本、創立委員會ノ決議録ノ謄本並ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

一 事業計畫ノ概要

二 聯合會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法

三 引受アリタル出資ノ總口數

四 法第四十條ノ規定ニ依リ準用スル法第十九條第二項ノ規定ニ依ル聯合會ニ在リテハ引受アリタル保證金額ノ總額

五 法第四十條ノ規定ニ依リ準用スル法第二十條ノ規定ニ依リ經費ヲ組合員ニ分賦スル聯合會ニ在リテハ其ノ經費ノ初年度ノ收支豫算及分賦收入方法

六 理事及監事ノ氏名及住所

第三十條 貸家組合聯合會ニ加入シ又ハ脱退シタル組合又ハ聯合會アリタルトキハ聯合會ハ還滞ナク其ノ名稱及主タル事務所ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第三十一條 貸家組合ニ關スル規定ハ第八條乃至第十二條、第十四條及第十七條ノ規定ヲ除クノ外貸家組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第四章 貸室組合及貸室組合聯合會

第三十二條 貸家組合ニ關スル規定ハ貸室組合ニ之ヲ準用ス但シ第十條中百人トアルハ十五人トス

第三十三條 貸家組合聯合會ニ關スル規定ハ貸室組合聯合會ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ貸家組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス別表様式(略)

貸家組合及貸室組合登記取扱手續

(昭和十六年七月七日司法省令第七十號)

貸家組合及貸室組合登記取扱手續

第一條 貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合及貸室組合聯合會ノ登記簿ハ附錄第一號様式ニ依リ地方裁判所長ニ於テ各之ヲ調製スベシ

第二條 受附帳ハ附錄第二號様式ニ依リ毎年之ヲ調製スベシ

第三條 貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合又ハ貸室組合聯合會ノ設立ノ登記ヲ爲ス場合ニ於テ貸家組合登記令第一條第二項第七號(同令第十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ掲グル事項ノ登記ハ登記用紙中豫備欄ニ之ヲ爲スベシ

第四條 行政區畫又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタルトキハ登記官吏ハ登記用紙中變更欄ニ新舊ノ名稱及

變更アリタル旨ヲ記載シ之ニ捺印スベシ

第五條 商業登記取扱手續第十條乃至第二十三條、第二十四條第一項、第二十六條乃至第三十六條、第三十八條乃至第四十七條、第六十五條、第七十條乃至第七十二條、第七十五條、第七十八條及第一百六條乃至第八條ノ規定ハ貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合及貸室組合聯合會ノ登記ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス附錄(略)

昭和十六年十一月二十五日印刷
昭和十六年十一月三十日發行

不許複製

新貸家組合法正解



配給元 東京市神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

定價 金貳圓五拾錢

著者 尾山万次郎

發行者 小泉準一
東京市神田區猿樂町二丁目八

印刷者 西村由太郎
東京市神田區三崎町二ノ五ノ八

印刷所 西村印刷工場
東京市神田區三崎町二ノ五ノ八

發行所 東京市神田區猿樂町二丁目八
天泉社

電話神田二三九三番
振替東京五七〇二九番

昭和十六年十一月二十五日印刷
昭和十六年十一月三十日發行

不許複製

新貸家組合法正解



配給元 東京市神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

定價 金貳圓五拾錢

著者 尾山万次郎

發行者 小泉準一

印刷者 西村由太郎

印刷所 東京市神田區三崎町二ノ五ノ八
西村印刷工場

發行所

東京市神田區猿樂町二丁目八
天泉社

電話神田二三九三番
振替東京五七〇二九番

本叢書の特徴

- 世に史書の数は多い。然かし本書の如く日本民族の熱情的な発展について精魂を打込んで書いた歴史は少ない。
- 本叢書は全巻を通じて清新な寫真挿繪と相俟つて英雄あり、偉人あり、志士あり、忠臣あり、孝子あり、節婦あり等々百花燎亂の如き壯觀を呈してゐる。
- 本叢書は更に、歴史の参考となる幾多の趣味ある傳説や物語を各節に附記してある。
- だから日本人である限り、著者と讀者の精神が渾然融合し、誰が讀んでも面白く、興味にひかれつゝ、知らずくゝの間に全巻を讀み盡して歴史に通達し、史書の妙味に觸れることが出来る。
- 従つて家庭でも、學校でも隨所に隨時拾ひ讀みが出来て、どの頁にも無駄がない。
- 文章は極めて平易で、むづかしい文字には振假名がつけてある。

申込方法

- 一 發行期間 昭和十五年六月に第一巻發行、昭和十六年五月に全十二巻を完成致します。
- 二 發行方法 豫約者に限り頒布し、分賣せず。
- 三 體裁 四六版、九ポイント活字、每巻三百頁以上三百五六十頁内外、裝幀洋綴、全國各書店にて賣物につき御一覽を乞ふ。
- 四 内容 男女を問はず、何れの階級にもわかるやう、各巻とも多數の寫真と挿繪を容れて平易に書いてあります。
- 五 費 申込金一切不要。
- 六 申込方法 毎月拂 金壹圓 送料一冊十錢 近所の書店へ御申込下さい。書店の不便の方は、直接本社へ御申込下さい。

東京市神田區
猿樂町錦華通

天泉社

電話神田二三九三番
振替東京五七〇二九番

第一卷

神國二千 六百年史

歴史は國體の記録で、この記録の知識は現在に於ける國家の地位と、將來に對する國家の方針の根柢をなすものである。本書は我國體の萬國に超絶する所以を明徴にし、紀元二千六百年を紀念して史實・趣味・教訓の三者を調和し、然かも確實精彩なる寫真を以て錦上に花を添へ、廣く一億同胞に分つて共に國家觀念を深く印象し、以て非常時局突破の基礎を作らんとするものである。

第二卷

天皇二千 六百年史

我が帝國は悠遠にして幾多の春秋を重ねて居るが、常に萬世一系の皇室を中心として發展し來つた一事については、千古敢て渝るところはない。これ我が國體の精華として世界萬國の讚仰する所である。本書は歴代聖徳の記録を經とし、臣民忠誠の事實を緯とし、表裏相合し渾然歸一して特色ある國史を構成するに至つた經過を記述したもので、歴史を學ばんとするものは、先づ最初に本書を一讀する要がある。

第三卷

皇陵二千 六百年史

我國現今の隆盛は、一に神武紀元以來醱醸せる列聖の恩澤と、國民の義勇奉公の精神に基くものであるから、この盛事を永久に繼紹し且つ將來に向つて發展を期せんとするには、その由來する根本の培養、即ち史實によつて列聖の御偉業を偲び奉ると共に、皇陵の所在を知り、參拜崇拝して報恩反始の誠を披瀝せねばならぬ。紀元二千六百年を紀念して、敢て本書の一讀をすゝめる所以である。

第四卷

神社二千

六百年史

我國は神の國であり、神の御裔の治め給ふ國であつて、この事は炳として建國以來我々の上に日月の如く輝き照らして居る。然かも現在の我々國民はこの神々に奉仕した人々の子孫である。神を知ることは日本國民としての自己を認識する所以であり、「神・我と共に在り」の國民的自覺を喚起せしめ、人々に確乎不拔の不動心を扶植する。敬神の思想も報恩反始の念も、忠君愛國の大精神も教へずして湧起する。神社二千六百年史の尊さはこゝに在るのである。

第五卷

聖蹟二千

六百年史

隆國こゝに二千六百年、萬世一系の皇室を奉戴せる我國には、全國各地に多くの聖蹟を有して居る。是等の所在・由來・現状等を知ることは、歴史を學ばんとする者に取り最も大切なことであり、且つ愛國心を鼓舞し義勇奉公の精神を涵養する上に貢献する所が少なくないであらう。これ本書の刊行される所以で、豊富な寫眞と平易明瞭な文章は、幾多隠れた史實の公開と相俟つて、讀者に深い感銘を與へるであらう。

第六卷

古城二千

六百年史

我國の城は、古くは矢・石、近くは鐵砲を攻防兵器として築城され、幕末に至つて大砲に適するやう改築されたが、我々は古城史を讀むことによつて、中世以降に於ける文化の發達や興亡盛衰が、城を中心に變遷したことに氣づく。況して攻防與奪の戦略や血戦の光景や、城内に發生した幾多の秘話や哀話などに、小説以上の興味を覺えると共に、隠れたる多くの史實と眞理を發見することが出来るのである。

第七卷

史蹟二千

六百年史

路傍の一石、山間の一本木、それが史蹟であることを知るとき、感興の一入深きものあるを覺える。本書は居ながらにして過去二千六百年にわたる天下の史蹟を、限なく歴訪せしめんとするもので、豊富な寫眞と、平易にして熱情的な記述は、讀者をして實際現場を訪れた以上の感銘と興味とを覺えしめ、その當時の光景を髣髴として眼前に見るの思ひを起さしめないでは措かぬ。

第八卷

佛閣二千

六百年史

佛閣二千六百年史といつても、單なる佛敎の變遷史でもなければ、勿論寺院の緣起を書いただけのものでもない。佛敎傳來この方現今に至る間、全國における古刹佛閣を中心として捲き起つた史實を興味に富んだ文章で記述し、名僧傳もあれば、文化史としての用意もあり、これを日本側面史または裏面史として玩味しても、その間多大の興趣をそゝり、何事か得るところがある。

第九卷

名將二千

六百年史

武士道の花咲く我が大日本國は、また名將の國であり、隆國以來二千六百年我國運の進歩發達は、名將の力に負ふところが極めて多い。義の存する所身命を鴻毛に比し、君の命する所水火も敢て辭せず、めぐらすに神謀鬼術を以てし、策つきては七生報國を誓ひ、神色自若として辭世をものしつゝ、笑つて死に就くその悲壯なる光景と、一死報國の大精神とは巻中到處に繪巻物の如く展開して居る。

第十卷

偉人二千

六百年史

偉人と凡人との區別は困難であるから、本書載する所の人々の中には偉人ならざる偉人もあるかも知れないが、千年前の偉人は今日の偉人にあらず、今日の偉人また千年前の偉人ではあり得ない。本書はその時代々々の特色を通じて人選し各方面を網羅して少くとも劃期的事業を成し遂げた人、社会人心を指導した人々を拉し來つてその建國史を述べたものであるが、同時にまた精神修養の教本でもある。

第十一卷

忠臣二千

六百年史

忠臣は國の鎮めである。彼等の思想や行動や言説は、我々に偉大なる感銘と感化とを與へずには措かない。彼等は死して尚ほ生きて居るのである。本書は讀者と彼等とを結びつけ、その時代の史實の中において、無言の裡に相語らしめんとするものである。これに依つて忠の本義を體得するとき「忠ならんとすれば孝ならず」などの慨きの如きも、自ら歴史の上より解消するに至るであらう。

第十二卷

孝子二千

六百年史

「孝は百行の本なり」と孝經は教へて居る。古今東西を通じて不孝者の忠臣や、大政治家や、大實業家や、偉人英雄や、名將や、その他不孝者の大人物のあつたことを聞かない。彼等は悉く孝子であつた。然らば彼等は如何にして諸徳の基である孝道を實踐し自己を玉成したか。孝子傳はよく讀者の精神を淨化し、性格を明朗化する。況して本書の如く孝子傳の上に、更にその時代の歴史を取入れたものが嵐の如く歡迎されるのは敢て不思議ではない。

923
129

